

投票用紙の書式

A



資料: 1

特別総会の開催
日程と議題

IPA特別総会

2010年9月30日 16:00 開会
カールスタード(スウェーデン)

郵送投票: 自分で出席せず、委任投票を提出しない会員は...

投票の郵送到着期限: 2010年9月17日までにIPA事務局長へ...

表決議案:

2008年、香港でのIPA総会では、2009年10月で単純構造化案(simplified structure)を含む規約改正を最終承認し、2011年の総会で実施に向けて移行することを承認しました。規約改正とそれへの移行手順はIPAによって行われ、規約改正案2010(Draft Revised Constitution 2010)は作成されました。

その結果、以下のとおり提案します。

本特別総会は、2011年の総会で規約改正案2010(Draft Revised Constitution 2010)の採用とその実現を承認します。

議案提案者: Kathy Wong, Hong Kong

議案支持者: Tom Jamboor, USA

日付: 2010年1月30日

参考情報: www.ipaworld.org

- ・ 修正された規則 2010*(S01)
- ・ 新規則の説明文
- ・ 修正規則 2010

郵送投票の書式:

郵送投票: 特別総会に出席できず、委任状も出さない会員は郵送投票ができます。

表記の規約改正案の提案に関して、あなたはいずれに投票しますか。
下記の賛否欄にYESかNOのいずれかをはっきり線で消してください

YES - 私 / 私たちは 提案に賛成です。

NO - 私 / 私たちは 提案に賛成できません。

投票者の確認:

フルネーム(アルファベット活字体で記入):

署名:

IPA会員資格(個人会員、団体会員)の区分:

グループの名称 / タイトル:

グループのあなたの公的立場 / それを承認している人物:

.....

あなた自身かあなたのグループのアドレス:

.....

.....

e-mail:

投票日付:

備考:

1. この提案に関するオリジナルの文書は www.ipaworld.org .にあります。
2. 会費を全納した会員でなければ投票できません。
3. 団体会員であって、団体を代表して投票する場合は団体の正式な証明書が必要です。
4. 団体会員の投票は、特別総会で直接投票する場合でも、委任投票する場合でも、郵便投票をする場合でも、1票しか投票できません。
5. 投票に関して更なる詳細を知りたい方は下記のIPA事務局長にお尋ねください。

必要事項をすべて記入し、署名されたものを2010年9月17日までに下記へご送付ください。

Margaret Westwood, IPA Secretary, c/o City of Edinburgh Council,

Business Centre 1/4, Waverley Court, 4 East Market Street, Edinburgh, EH8 8BG, U.K.

margaret.westwood@edinburgh.gov.uk



資料:2

規約の見直し
新組織形態案の説明

規約の見直し:IPA 会員へお知らせ IPA の組織はこうなりますー新組織形態案の説明

2010年1月

内容:

1. 規約改正はこんなふうに進めてきた
2. 新しい組織形態に求めたこと
3. 新しい組織形態案

付録:1. 従来の組織形態と、今回提案する単層組織形態の長所と短所

付録:2. 新しい組織形態案についての簡単な分析

付録:3. 規約改正の実現へのプロセス(概要)

1. 規約改正はこんなふうに進めてきた

- ・ 2005年のベルリンでの総会で：規約の系統の見直しを行うことに対して合意が得られた。
- ・ 2008年の香港での総会で：組織形態を単純化するための規約を臨時に変更してもよいということが認められた。
- ・ 特別総会に向けて必要な規約改正を遂行するためのワーキンググループを立ち上げた。
- ・ 一般会員の意見を求めた上で、理事会が規約改正案を作成した。
- ・ 2009年10月の理事会で規約改正案の最終段階に至りそれを特別総会かけることにした。
- ・ 組織構造としては、多くの会員が希望していた単純構造を取り入れ、またIPAの運営をしやすいものにした。
- ・ カールスタード(スウェーデン)で2010年9月30日に特別総会が開催される。
- ・ この規約改正のプロセスは現在のIPA規約(第13項と第19項)で規定している必要条件を満たす。

次に起こることは何か？

IPAの組織形態の変更案を実現するために、IPAは、改正規約を採用する必要がある。

規約改正案はIPAの事務局長に提出した。この案は目下、新規約案で規定される次の手順に従って動いている。

- ・ 特別総会の7カ月前に総会の議題をすべての会員に提示する。
- ・ 会員は特別総会の4カ月前に事務局長に届くように修正を提案できる。
- ・ 事務局長はどんな修正案も特別総会の少なくとも90日前までに会員に提示する。
- ・ カールスタード(スウェーデン)で2010年9月30日に投票が行われる。
- ・ すべての会員(賛助会員を除く)が投票権を与えられる。

覚書：

議事規則のアップデート案も、2件提出された。議事規則は(郵送投票を必要とせず)総会に参加した会員の2 / 3以上の賛成があれば修正できる。規約改正案が可決されれば、それに沿った改正議事規則を採用する必要があるであろう。規約改正案が承認されない場合でも、総会で議事規則だけをアップデートするという提案を採決することもあり得る。

2. 新しい組織形態に求めたこと

IPA は以下に提案する新しい組織形態を採用すれば、この先何年も、より効率的、機能的に動くと、私たちは信じる。従来の組織構造と 単層組織構造 の得失を徹底的に考え、目的をしっかりと守った上で単純化した構造にすることがよいという結論に達した。

単純な組織形態を支えるために 必要な規約改正 を完了させる、という仕事を行うにあたって重視したのは、IPA の活動の中で、この数年明らかに現れてきている変化だ。数年間にわたって実施してきた IPA の仕事にはっきりその変化が現れている通りである。特に、戦略的計画を持つとうという IPA の政策がそれであり、現代テクノロジーを使おうということもその一つである。

新しい組織形態が形になるまでに多くの点を考慮に入れた。

- ・規約改正案は現体制の長所を残した上で、単純組織形態 が持っているであろう長所も取り入れるべきである。
- ・新しい組織形態は、現在の組織形態の短所を取り除くことにし、また非効率的なことや弱点は取り入れない。
- ・2008 年の総会の際の提案の意志は尊重する。
- ・現代のテクノロジーは既に私たちが IPA の中で使っており、会員同士の交信や活動の方法を変えてきている(電子会議、メール、ウェブサイトの会員だけのバーチャル・オフィスなど)。

私たちは以下のような組織形態を求めた。

- ・各国のグループや支部を支えるものであること
- ・会員が増えるよう奨励すること
- ・戦略的計画をもって活動すること
- ・IPA の持続可能な開発を促すものであること
- ・意志決定のプロセスが明確であること

3. 新しい組織形態案

会員:

IPA の目的と目標に同意し、カテゴリー別の会費を納めた者なら誰でも会員になれる。カテゴリーはときどき会員資格委員会によって定義の見直しが行われる。会員は定期的に総会に集まる。そこでは、すべての会員が投票する資格がある。IPA の戦略は、会員によって決められる。

支部代表からなる評議委員会は会員が示した戦略の方向に基づいて政策決定することに責任を持つ。評議委員会は理事会と密に手を組んで活動する。

- ・評議委員会は、第二副会長によって招集される。これによって評議委員会は理事会と強く結ばれ、評議委員会が IPA の エンジン として機能するようになる。
- ・会員を増やす、地域のイベントを開催する、言葉やその他の資源を共有するなどの目的で支部のなかに地域グループを設立することができる。
- ・私たちは評議委員会が、会員とのコミュニケーションのためのチャンネルというよりも政策を決定する IPA の エンジン としてすばらしい力を発揮することを目指す(会員とのコミュニケーションのチャンネルという機能も引き続き果たしていくが)。

理事会は、IPA がうまく運営されていくのに欠かせない重要な職務を担う能力のある人材であるとして会員の中から選ばれた理事からなる。理事会は以下の人たちで構成される。

- ・会長
- ・副会長
- ・第二副会長
- ・事務局
- ・会計係
- ・コミュニケーション係
- ・会員係
- ・開発係
- ・理事会の裁量で選出されたその他の会員

理事会は評議委員会が決定した政策に基づいて事業を推進するための意思決定をする責任がある。理事会は評議委員会と密接に連携して働く。特定の理事(第二副会長)には、評議委員会を召集する責務があり、この人が存在することで評議委員会と理事会の間の日常的、そして、正式な通信システムが作られることになる。理事会の主要な役職は常任委員会の支持に基づく。

覚書:

- ・正式で明確な通信網を確立すること。
- ・各理事は、特定の役割を果たす能力を持つものとして選ばれ、明確な職務を持つ。
- ・支部のない国のグループの代表は評議委員会が決めたやり方で決める。
- ・支部の結成は、理事会が奨励し、サポートする。

- ・理事会あるいは評議委員会は特定業務に対処するためにワーキンググループを召集することができる。ワーキンググループのメンバーになれるのは、理事、評議委員、一般会員である。
- ・理事会と評議委員会は親しく協働するべきであるが、政策づくりと事業計画づくりという明確な区別があるべきである。会員の強い関心事は、戦略の方向付けを助けるであろう。
- ・見習うべくは、香港での2008年のミーティングで評議委員会によって決定されたような、実際の活動方法としての戦略的計画である。
- ・評議委員会は戦略的計画を承認したり、その実現を監視するように頼まれることがある。

現代テクノロジーに関する覚書とIPAの活動への利用の可能性

IPAの会員は既にメールを使ってコミュニケーションし、電子会議を開き、ソーシャルネットワーキングサイト、およびskypeなどを使っており、以前は想像もできなかったほど時と場所を超え、いつでも一緒に働く機会が開けた。

例えば、理事会は、重要な決定をしたり緊急の問題を議論するのに、以前のように年に一度の理事会を待たなくても、電子会議で無料で会うことができるようになった。(安全装置は意志決定に関するプロトコルで適所に置かれる)

世界専門家会議の運営グループは、バンクーバー(ニューヨーク)、エディンバラ、およびハーグに拠点を置いているが、定期的に会合を開いてプロジェクトの勢いを維持し、問題が起きても対処できている。運営委員会とワーキンググループは、skypeやメールを使って対話し、文書を共有している。

技術の進歩に伴って他の新しい可能性は高まるであろう。これらの技術を使うことでIPAのエンジンとしての評議委員会の発展を支えることができよう。新技術が開発されたからといって、人間同士が会って話し合う会合をなくすことはできないが、行動を今まで以上に継続したり、より頻繁で効果的なコミュニケーションをとることを助けてくれるに違いない。評議委員会はコミュニケーションのチャンネルとしての役割も重要だが、特定の理事に評議委員会を召集する責任を割り当てたことで、私たちはむしろ政策決定機関としてより高度な役割を果たしてくれることを望んでいる。

付録 1: 従来の組織形態と、今回提案する単層組織形態の長所と短所

IPA の従来の組織構造と新規に提案した単層組織構造には次のような長所と短所がある。これらは順不同に記述したものであり、重要性とは関係ない。

従来の IPA の組織形態:(長所)	従来の IPA の組織形態(短所)
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会出席者数が少なく、お金がかからない。 ・いかなる時も、役員会議に少なくとも地域副会長がいつも一人はいる(理事会)。 ・代表者が多層構造で意思決定をする仕組み ・IPAへの参加が目に見える構造 ・評議委員会があるため、役員と支部代表が会う場があり、(社会的、言語、文化的)で個々の国への橋を架けることができる。 ・評議委員に彼らの国の代表としての役割 / 資格を与える。 ・支部を支える。 ・各国で IPA に声を上げることができる。 ・国の代表が一人ではないので、国内で発展してゆく可能性がある。 ・地方の自治を可能にする。 ・拡大評議委員が発展することができる。 ・労働力が大勢いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の重複。理事と評議委員は兼任できる。意志決定が二重になる。 ・費用対効果に優れた運営形態でない。評議委員を会合に参加させるに不十分な財政。 ・出席する余裕がある評議委員だけが評議委員会に参加できる。 ・評議委員の出席と結果の矛盾(上を参照) ・通信員の位置が評議委員会で問題になっている。 ・意志決定の過程に時間がかかり、二度手間を踏むことになる。 ・ミーティングの頻度は有効な運営に必要なものになっていない。理事会は少なくとも毎年1回、評議委員会は18ヶ月に1回会合するべきである。 ・評議委員会は規約で定められた職務を実行する手順や結果が一定していない。 ・支部代表の職務の任期は理事のそれ(3年)と一致していない。
単層の組織形態:長所	単層の組織形態:短所
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易なシステムである ・直接民主制である。 ・意思決定の過程が有効で、効率的。 ・どこで決定されたかがクリアである; 単一の意志決定機関ゆえ ・「お金が出る」なら、参加は個人の資金を当てにしない。 ・世界規模の団体として外の世界から見たイメージはよい。 ・例えばミーティングの運営など、実用的な意味でより簡単。 ・組織が戦略の計画過程に参加できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージが悪い(?) ・組織形態(戦略的計画の過程)と結びつかない。 ・執行部の会員数が多すぎる。 ・多くの地域で、必要性が満たされるかもしれない。 ・地域代表制を失うかも。 ・この人数の理事が一堂に会する費用は高くなりすぎるので実現できないかも。 ・基準に対する評価がどこで行われるのかを特定するのが簡単ではない。 ・本部での役割と地域の代表としての立場の相克。 ・会員からの(への)明確な通信回線がない。(新しいシステムが必要になる)

	<ul style="list-style-type: none"> ・役割を割り当てることと地理的に代表することの難しさ。 ・二層構造に陥る可能性。(現在の組織形態の弱点と重なる) ・役員意志決定が会員の意志を代表していないかもしれないリスク。 ・支部設立/支部代表システムはこのシステムで認識されない。 ・団体運営と政策策定が1つのグループによってすべて対処される。
--	--

付録 2: 新しい組織形態案についての簡単な分析

以下に私たちが望んでいたことと、新しい組織形態案の比較検討結果を述べる。

IPA が望んでいる組織形態は

- ・ **国のグループ / 支部を支える。**
 - ・ 評議委員会は、各国の代表の要望に応じる。
 - ・ 地方の、または、サブナショナルグループについても、それに準ずる。
- ・ **会員が増えるよう奨励する。**
 - ・ 会員係は会員資格委員会の力を借りて会員を増やすようにする。
 - ・ 支部組織のない国は、支部を設立するよう奨励され、それらの国の会員が増えるよう会員資格委員会が支援する。
- ・ **運用法として戦略的計画の過程に対応する。**
 - ・ 新しい組織形態の中における役割は、責任と意志決定が適所にある状態で戦略的計画の過程に合っている。
- ・ **IPA の持続可能な発展をサポートする。**
 - ・ 組織の運営費用は高額ではない。国のグループの増加が自動的に執行団体を維持する費用の増加につながることはない。
 - ・ 資金集めの機能が執行団体レベルにある。
- ・ **意志決定の過程は明確である。**
 - ・ 3つの異なった場所(会員からの政策の提案、評議委員会がつくる政策、理事会での実施案)で作られる3種の政策決定のタイプがある(戦略の提案-、政策、実施レベル)。

付録 3：規約改正の実現へのプロセス(概要)

以前から、IPA の規約はところどころに矛盾があり、改正の必要があると考えられていた。2005 年のベルリンでの総会は できるだけ多くの会員が参加して規約を系統的、包括的に見直す ことを承認した。

見直しの結果、IPA の会員はより単純な組織形態を願っていたことが分かった。

活動の 1 つのモデルから別のモデルへのスムーズな移行を確実にするために、2011 年の総会で最終的に実現する前に、ワーキンググループが規約への必要な改革を終了するために 2010 年に特別総会を開き、会員の承認を得るよう提案された。このプロセスは現在の規約に関する必要条件を満たす。

これは香港 2008 年の総会によって承認された。

この問題で、より広く一般会員と意見交換を試み、そして、理事会は必要な規約改正 を完成する仕事 が確実に行われたことを保証した。

また、理事会は、特別総会が IPA のイベントの中で開催される機会をつくるために IPA スウェーデンと協働した。私たちはカールスタードで、2010 年 9 月 30 日に特別総会を開けるようにして下さったことに対して IPA スウェーデンに感謝している。

必要な規約改正作業を完了する

- ・これは 2009 年 10 月に理事会の年次総会の間に行われる。
- ・地域副会長を含む全体理事会は、Skype を通してメール交信と電子会議で議論した。
- ・すべての評議委員に規約改正と総会の案内のメールを送り、彼らの意見とより詳しい情報を求めた。IPA 日本、IPA スコットランド、および IPA スウェーデンはメールに応じた。
- ・2005 年から始まった議論は 2008 年の改正案、およびとくに IPA ウェブサイトに掲載された文書 変化のためのケース を参照した。(もともとは特別なワーキンググループがこの仕事を始めるはずであった。しかし様々な理由でこれはうまくいかなかった。そして理事会がこの仕事が完成したことを保証した。すべての文書は IPA ウェブサイトで読める。また評議委員を通して、あるいはプレイライツマガジンを通して多くのコミュニケーションがなされた)



資料：3

IPA規約改正案
2010

IPA 規約改正案 2010 (Draft Revised Constitution 2010)

- 1 . 名称
- 2 . 目的
- 3 . 当団体の性格
- 4 . 目標
- 5 . 当団体の活動
- 6 . 会員
- 7 . 会員の権利と義務
- 8 . 友好団体
- 9 . 支部代表
- 10 . 支部代表および支部の義務
- 11 . 運営
- 12 . 理事会
- 13 . 理事会の権限と責任
- 14 . 評議委員会
- 15 . 評議委員会の権限と責任
- 16 . 総会
- 17 . 総会の通知
- 18 . 総会における定足数
- 19 . 投票
- 20 . 財政
- 21 . 言語
- 22 . 規約への追加と変更
- 23 . 決議

IPA 規約

1 名称

当団体の名称は International Play Association: Promoting the Child's Right to Play である。(発足当初の名称は International Playground Association であった。後に International Association for the Child's Right to Play と改称され、さらに現在の名称に改称された)

2.目的

当団体の目的は、基本的な人権である子どもの遊ぶ権利を保護し、保持し、促進することである。

3.当団体の性格

当団体は非政府組織である。学際的であり、子どもに関わる、あるいは子どもと共に働くすべての職業人を擁する。会員は国連子どもの権利条約、とくにその第 31 条、すべての子どもには休息、余暇活動、遊び、レクリエーション、文化的・芸術的活動に参加する権利を認めるとんな個人やグループにも開かれている。

4.目標

当団体の目標は、国連子どもの権利条約に則ってすべての国のすべての子どもと若者のために遊ぶ機会、遊ぶ環境、余暇のための時間、施設、およびプログラムの開発を促進し、よりよくするために国際討論会を提供することである。

5.当団体の活動

当団体は次の方法でその目標を追求する。

- (a)国際的な会議、講座、講演会などを設けて経験や考えを交換する。
- (b)当団体の会員間の個人的交流、通信などを容易にする。
- (c)国内、国際団体との協力関係を育てる。
- (d)情報、刊行物、レポート等を広め、ウェブサイトを維持する。
- (e)公式の IPA 雑誌を発行する。
- (f)会員を増やし、支部の設立を促す。
- (g)プロジェクトを開発するためにワーキンググループを設立し、研究を進める。
- (h)当団体の目的を促進するようなその他の行動を行う。

6.会員

当団体は、上の第 4 項に述べた当団体の目標を是認するとんな個人やグループも会員として受け入れる。

当団体の会員には次の種類がある。

- (a)個人会員
- (b)あらゆるレベルの NPO、例えば、地方団体、地方の専門家集団、国レベルのボランティア団体、あらゆるレベルの政府の各省庁等。
- (c)当団体の目標に反しない営利目的の団体の例え、商工組合、協同団体等。

7.会員の権利と義務

- (a)個人あるいは団体は、当団体の目的に同意して年会費を納めて会員となる。
- (b)すべての会員は割引料金で当団体の会議およびその他のイベントに出席でき、当団体が発行するレポート、会計報告、および公式の雑誌のコピーを受け取る権利を与えられる。
- (c)個人会員および非営利団体の会員は選挙権を行使する権利を与えられる。
- (d)団体会員は団体の大きさにより最大3人のメンバーを当団体会議に送る権利を与えられる。
- (e)退会届を出して退会する。年会費を期日までに納めないと会員資格は消滅する。
- (f)会員資格は、評議委員会のところで止め置かれ、評議委員会の採決を通して決定される。

8.友好団体

- (a)当団体の目的と共有できる目的を持ち、当団体と友好関係を築きたいと望むすべての国際団体は、当団体の理事会が定める金額を納めることにより友好団体になり得る。
- (b)当団体と目的を共有できるどんな友好団体とも会員になるか、または連携できる。

9.支部代表

(A)10名以上の会員を擁している国でIPAの支部をつくることができる

- (i)一国の中に10名以上のIPA会員がいて、支部を結成したいと思っているなら、IPA規約と齟齬のないその団体の規約を添えてIPA理事会に支部設立の承認申請書を提出することにより、支部を作ることができる。
- (ii)当団体の規約と支部の規約の間に齟齬がある場合、当団体の規約が優先される。
- (iii)支部の規約は支部の運営方針のほか、第10項に述べる会員の義務の遂行に関する条文を含んでいること。
- (iv)支部を解散する場合、一切の負債の支払いを済ませ、残りの基金と資産は当団体に渡すこと。
- (v)支部が結成された場合、その支部会員の中から支部代表を選び、評議委員とする。

(b)10名以上の会員がいるが支部を結成していない場合

- (i)一国内に10名以上の会員がいる場合、これらの会員は支部を結成する前の仮代表を一人選び、この者を支部代表として評議委員とする。
- (ii)そうやって選出された会員は、理事会でその他のいかなる役職にも優先して、支部代表と同じ条件、同じ義務で支部代表の役割を勤めるものとする。

(c)10 名未満の会員しかいない国の場合

- (i)10 名未満の会員しかいない国あるいは地理的に広大な地域では、理事が彼等と当団体を結ぶ役割を果たす会員（通信員）を任命する。

10.支部代表あるいは支部の義務

国の代表あるいは支部代表は、

- (a)当団体の目的と目標を広げ促進する。
- (b)新入会員を増やし、その国または領域で IPA の会員間の交流を容易にする。
- (c)当団体への入会者を集め、当団体の会費を集め、会計係に送る。
- (d)少なくとも年に一度は、その国または領域での発展状況に関して理事に報告する。

11.運営

当団体は国際的な理事会と評議委員会によって運営される。理事は当団体の会員によって選出され、当団体の活動の方向性に関して責任を持つ。第 13 項に述べる責任と権限に加えて、会員が第 2 項、第 4 項に掲げた当団体の目的と目標を実行し、促進し、運営するのに必要な共同責任と権限を委ねられる。評議委員会は国の代表と第二副会長で構成される。

12.理事会

- (a) 理事会は当団体の役員から成る。
- (b) 役員(すなわち、会長、副会長、第二副会長、事務局長、会計係、コミュニケーション係、および事業促進係)は当団体の会員の投票で選出されるものとし、投票の結果は総会で発表される。
- (c)選出された理事は、次の総会までその職に就き、再選もあり得る。
- (d)理事は少なくとも年に一度は顔を合わせる。
- (e)他の会合は、顔を合わせるかその他の手段で召集される。
- (f)理事の義務は以下の通り。
 - (i)当団体の目的と目標を促進する。
 - (ii)本部を維持し、最新の会員状況を把握する。
 - (iii)評議委員会と連動する。
- (g)理事は当団体に責任がある。

13.理事会の権威と責任

第 11 項に述べた権限のほか、以下の権限も有する

- (a)当団体の目的と目標を促進し、会員と相談しながら活動を行う。
- (b)会員の利益を考えて当団体を運営する。
- (c)本部を維持し、最新の会員を維持する。
- (d)スタッフを働かせたり、解雇する。
- (e)特定業務のために必要であれば有給あるいは無給のスタッフを増やす。
- (f)どんな財源からの資金も使える。

- (g) 特別の目的のために会員からなる委員会を任命し、必要権限を与える。
- (h) 特定の目的で会員から新理事を選出する。特定の目的で非会員から理事を選出することもできる。
- (i) 当団体を代表する人（複数）を任命する。その代表は約束の期限内にレポートを提出するものとする。
- (j) 緊急に会員の決定を諮る、または会員に知らせるためには第 19(b)項に従って投票を行う。
- (k) 評議委員会が承認した倫理規定その他の政策に則ってどんな財源からもお金を受け取ったり使うことができる。
- (l) 会員の経済事情等を考慮して会費の額を評議委員会に推薦する。
- (m) 理事会および評議委員会に向けて年に一度の会計報告を監査するために独立した適任者（1名あるいは複数名）を任命する。
- (n) 当団体ために必要な資産を確保するために管財人を任命する。
- (o) 総会で議事規則を作成したり、修正する。
- (p) 年次報告を作成する。

14. 評議委員会

- (a) 評議委員会は国の代表（第 9 項 a(v)と 9b(ii)参照）および第二副会長で構成される。第二副会長は評議委員会を招集する。
- (b) 評議委員会は 3 年ごとの世界大会の際に会合を開く。
- (c) 必要に応じて評議委員会が別に関われるが、それは一堂に会するかまたは他の手段を使う。
- (d) 評議委員会のすべてのメンバーには 1 票の投票権がある。

15. 評議委員会の権限と責任

評議委員会には、つぎの権限と責任がある：

- (a) 経済その他の事情に関連して会員の会費額を決める。
- (b) 当団体の政策を決める。
- (c) 理事会と連動して活動する。
- (d) 理事会からレポートを受け取って議論する。
- (e) 会員の視点を代表する。
- (f) 3 年ごとの世界大会の開催地を決める。

16. 総会

- (a) 当団体は 3 年ごとに総会を開催する。
- (b) 総会の議事進行は 議事規則により行う。
- (c) 総会の議事進行は以下の通りである。
 - (i) 欠席通知を報告、前回の総会の議事録とそれ以後に持ち上がったことを報告。
 - (ii) 前回の総会以後に当団体の会長と役員から提出されたレポートと会計報告書につい

て異議のありなしを諮る。

(iii)理事の選挙の結果を知らせる。

(iv)当団体の仕事に大きく貢献をした人々を名誉会員に任命する。

(v)当団体の役員選出のための指名委員を5名推挙する。指名委員会は、役員選挙の候補者の選挙を執り行う。

(vi)総会に提出されたどんな提案や動議も、第16項(c)(i)~(v)に関連するもの以外は、提案文を手書きし提案者と賛成者がサインした提案書が少なくとも総会開催日の8ヶ月以上前に事務局長に届いたものである限り審議する。提案理由が不十分な提案であっても参加会員の過半数の同意があれば議長にはこれを認める権限がある。追加、修正、変更の提案で当団体を解散することは認められない。

(vii)第16項(c)(vi)に沿って出された提案は、少なくとも総会の7ヶ月前にすべての有権者に回覧する。事務局長が受け入れるなら、総会の4ヶ月前までに会員はこれらの提案の修正案を提出できる。事務局長は総会の少なくとも90日前までには全有権者この修正を回覧する。

(viii)緊急の動議があれば議事規則を承認するか修正して実施することができる。

(ix)総会で別のやり方を決めない限り、総会で決定したことは総会直後から有効になる。

(d)特別総会は、理事会が招集をかけるか、または少なくとも5カ国以上の50人以上の正会員の要求があれば事務局長が招集をかける。特別総会を召集する通知は、審議すべき事案を明記し、通知で指定された事案以外のことは特別総会で審議はしない。

17. 総会の通知

(a) 総会の召集通知は、遅くとも12ヶ月前には発信する。

(b) 特別総会の召集通知は、非常事態の発生があつたときを除いては6ヶ月前には発信する。

(c)理事会の年次総会召集通知は、別の方法が同意されない場合、90日未満であってはならない。

(d) 3年ごとの評議委員会の通知は90日以上前に発信する。

(e) 会合の通知は個人的に、または郵便かファックスで送る。

18. 会合の定足数

総会と特別総会の定足数は、少なくとも8カ国の正規会員50人の参加とする。理事会の定足数は理事5名の出席とする。評議委員会の定足数は最新の評議委員数の50パーセントとする。

19. 投票

(a) 一般総会および特別総会で

(i)会合に出席している会費を納入し登録した個人会員は1票を投票する。

(ii)会費を納入し会員登録している団体の代表が会合に出席している場合、その団体の会

員数いかに関わらず3票投票する。

- (iii) 賛助会員は投票権を持たない。
- (iv) 投票は挙手あるいは投票とする。
- (v) 会員は別の会員に投票を委任することができるが、3名以上の会員から委任されてはならず、また委任を受けている証拠を提供しなければならない。
- (vii) 委任投票は会議の前に全有権者に知らされた議案に対するものだけとする。
- (viii) 票の平等を確保するために、議長は第二ボートあるいはキャスティングボート（決定票）の権利を行使することができる。

(b) 郵送、ファックス、およびその他の認められた方法での投票

- (i) 総会あるいは理事会が定め、必要と認めた場合、郵便投票、ファックス投票その他の認識された方法で投票できる。
- (ii) 会費を払って登録した個人会員の票は1票のみとする。
- (iii) 会費を払って登録した団体会員の票は、3票とする。
- (iv) 賛助会員は投票権を持たない。
- (v) 郵送による委任投票はできない。
- (vi) 締め切り後に届いた票は無効である。

20. 財政

- (a) 当団体が受けとったお金、当団体の名で受け取ったお金は当団体に属し、当団体の目的と目標のために使われる。
- (b) 当団体の理事は当団体によって受け取られたり費やされたすべてのお金と年度予算の準備に責任がある。
- (c) 当団体の会計係は受領、支払い、収支バランス、および資産を示すすべてのお金を保管し、適切な会計帳簿については理事が責任を持つ。
- (d) 支部と支部代表はすべての財政を当団体の会計係に報告する。
- (e) 当団体の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。別の方法で理事によって認可されない限りこの会計年度は当団体か当団体が保持するすべてのアカウントに適用するものとする。
- (f) 当団体の会計係は各会計年度の終わりからできるだけ早く、遅くとも3ヶ月以内には会計報告書と説明書を準備し、会計監査か理事が任命した人によって監査を受ける。
- (g) 当団体か当団体の銀行口座を保持するすべての人は、その口座ごとに独自に調べられた営業報告書と声明書のコピーを当団体の会計係に提出する。
- (h) 当団体の会計係は、毎年当団体の会計状況の全容を全会員に報告し、要求に応じて最新の監査報告のコピーを利用できるようにする。
- (i) 当団体の会計係が、評議委員会が承認した当団体の倫理規定その他の投資政策に則って当団体の資金を投資したり投資先を変えるのを、理事が認可することもある。
- (j) 理事には、当団体の目的のために必要なお金を当団体の特性のなんらかの部分に充当するかあるいはつけで増やす必要があることを同意する権限がある。

21. 言語

当団体の言語は英語とする。評議委員会が必要を認めればその他の言語も使われる。

22. 規約条項の追加と変更

- (a) この規約の条項は総会か特別総会へ変更が提案され投票による多数決で承認されない限り変わることはない。議長を務める人は、説明が不十分ないかなる提案も認める権力を持たない。(第 16(c)項(vi)と(vii)を参照のこと)。
- (b) 総会で追加、変更を求める提案は第 16(c)項(vi)にしたがって、特別総会では第 16 項(d)にしたがって全有権者にあらかじめ知らされるものとする。
- (c) 規約の条項の修正は第 16 項(c)(vii)に従うものとする。

23. 解散

当団体の解散は総会あるいは特別総会に出席している会員の 2 / 3 以上の賛成で決議される。

総会召集の通知は第 17 項に準じて行われ、当団体の解散の提案を知らせる。そうやって解散した後は理事ができるだけ速やかに当団体の法的責任を引き受けて全負債を支払い、その後総会か総会で決定している適切な団体に残余金を移す。

以上

投票用紙の書式

B



資料：4

規約改正案に対する
スウェーデン支部の修正案

IPA 会員のみなさまへ

規約改正案に関する修正案

IPA 規約改正案の採用を求める提案に対して下の修正案を受け取りました。

この修正案は、規約改正案 2010 に関連します。

提案者:Manne af Klintberg、IPA スウェーデン代表

後援者:Nic Nilson、IPA スウェーデン事務局長

受信日:2010 年 5 月 24 日

賛助会員を除くすべての IPA 会員には、投票権があります。投票の仕方は以下をご覧ください。

バックグラウンド:

IPA スウェーデンは、規約改正案 2010 にいくつかの重大な問題があると思います。

問題 1 . 規約改正案に従えば 2 つ権力中心(決定機関)ができることとなります。そのひとつは評議委員会で、これは理事のいないところで活動し、IPA の政策と財政 (会員登録を含め) に責任を持つこととなります。もうひとつは理事会で、これは評議委員会が決定したことを詳細に執行する義務があります。

問題 2 . 評議委員会が第二副会長によって召集されるべきであるという提案 (第 14 項) は評議委員会の重要性を貶めます。会長だけが評議委員会を召集するべきです。さもなければ、評議委員会は議長を選出しなければならぬでしょう。(事実上、その人は、理事会長より強い権限を持っていることになるでしょう)

問題 3 . 評議委員 (第 9 項の国の代表) の選挙権に関する提案は支部代表の権限を弱いものにします。なぜ支部を設立することができないようなグループの代表がそんな権限を与えられるべきですか？この権利は撤廃されるべきです。

新しい規約はIPAが発展して欲しい方向に向かうと期待できるでしょうか。

IPA スウェーデンはほとんどの国のIPA 会員が世界的な仲間になるようにしたいと思っています。

IPA は、できるだけ多くの国で支部ができるようにするために働くべきです。

これらの支部はそれぞれの国でIPA の本当の仕事をしなければなりません。評議委員会は、支部の数を増やし、国際的なレベルで道を開くために、評議委員会で支部代表たちが考えや情報を交換し、評議委員会と協力して各国の仕事を容易に進めるようにしなければなりません。

国を代表する評議委員からなる評議委員会は、3年に一度だけの会合で選出される理事による理事会よりよくも、会員の意見をより綿密に代表することでしょう。

修正案

IPA規約改正案2010の条文	IPAスウェーデン支部の修正案	賛否(どちらかを明確に線を引いて消す)
<p>14.評議委員会</p> <p>(a)評議委員会は国の代表(第9項 a(v)と9b(ii)参照)および第二副会長で構成される。第二副会長は評議委員会を招集する。</p> <p>(b)評議委員会は3年ごとの世界大会の際に会合を開く。</p> <p>(c)必要に応じて評議委員会が別開かれるが、それは一堂に会するかまたは他の手段を使う。</p> <p>(d)評議委員会のすべてのメンバーには1票の投票権がある。</p>	<p>14.評議委員会</p> <p>(a) 評議委員会は支部代表(第9項 a(v) と執行委員(第12項)からなる。</p>	<p>Yes No</p>
	<p>(b) 評議委員会は少なくとも年に1度は顔を合わせる。</p>	<p>Yes No</p>
	<p>(c) そのまま</p>	
	<p>(d) 各評議委員には1票の投票権がある。</p>	<p>Yes No</p>
<p>11.運営</p> <p>当団体は国際的な理事会と評議委員会によって運営される。理事は当団体の会員によって選出され、当団体の活動の方向性に関して責任を持つ。第13項に述べる責任と権限に加えて、会員が第2項、第4項に掲げた当団体の目的と目標を実行し、促進し、運営するのに必要な共同責任と権限を委ねられる。評議委員会は国の代表と第二副会長で構成される。</p>	<p>11.運営</p> <p>当団体は評議委員と執行委員で運営される。執行委員は総会の折に会員から選ばれ、彼等は当団体がうまく運営されるよう責任を持つ。</p>	<p>Yes No</p>

<p>12.理事会</p> <p>(a)理事会は当団体の役員から成る。</p> <p>(b)役員(すなわち、会長、副会長、第二副会長、事務局長、会計係、コミュニケーション係、および事業促進係)は当団体の会員の投票で選出されるものとし、投票の結果は総会で発表される。</p> <p>(c)選出された理事は、次の総会までその職に就き、再選もあり得る。</p> <p>(d)理事は少なくとも年に一度は顔を合わせる。</p> <p>(e)他の会合は、顔を合わせるかその他の手段で召集される。</p> <p>(f)理事の義務は以下の通り。</p> <p>(i)当団体の目的と目標を促進する。</p> <p>(ii)本部と維持し、最新の会員状況を把握する。</p> <p>(iii)評議委員会と連動する。</p> <p>(g)理事は当団体に責任がある。</p>	<p>12.執行委員会(従来の理事会)</p> <p>(b) 執行委員は総会の際に評議委員会のなかの指名委員会によって選ばれる。</p>	<p>Yes No</p>
<p>16.総会</p> <p>(a)当団体は3年ごとに総会を開催する。</p> <p>(b)総会の議事進行は議事規則により行う。</p> <p>(c)総会の議事進行は以下の通りである。</p> <p>(i)欠席通知を報告、前回の総会の議事録とそれ以後に持ち上がったことを報告。</p> <p>(ii)前回の総会以後に当団体の会長と役員から提出されたレポートと会計報告書について異議のありなしを諮る。</p> <p>(iii)理事の選挙の結果を知らせる。</p> <p>(iv)当団体の仕事に大きく貢献をした人々を名誉会員に任命する。</p> <p>(v)当団体の役員選出のための指名委員を5名推挙する。指名委員会は、役員選挙の候補者の選挙を執り行う。</p> <p>(vi)総会に提出されたどんな提案や動議も、第16項(c)(i)~(v)に関連するもの以外は、提案文を手書きし提案者と賛成者がサインした提案書が少なくとも総会開催日の8ヶ月以上前に事務局長に届いたものである限り審議する。提案理由が不十分な提案であっても参加会員の過半数の同意があれば議長にはこれを認める権限がある。追加、修正、変更の提案で当団体を解散することは認められない。</p>	<p>16.総会</p> <p>(a) 当団体は3年に一度総会を開く。</p> <p>(b)-(c)</p> <p>(i)-(ii)</p> <p>(iii) 評議委員会の役員(執行委員)は評議委員会を代表する指名委員が所定の手順に従って選ぶ。</p> <p>(iv) そのまま</p> <p>(v) 削除</p> <p>(vi)-(ix) そのまま</p>	<p>Yes No</p> <p>Yes No</p>

<p>(vii)第 16 項(c)(vi)に沿って出された提案は、少なくとも総会の7ヶ月前にすべての有権者に回覧する。事務局長が受け入れるなら、総会の4ヶ月前までに会員はこれらの提案の修正案を提出できる。事務局長は総会の少なくとも90日前までには全有権者この修正を回覧する。</p> <p>(viii)緊急の動議があれば議事規則を承認するか修正して実施することができる。</p> <p>(ix)総会で別のやり方を決めない限り、総会で決定したことは総会直後から有効になる。</p> <p>(d)特別総会は、理事会が招集をかけるか、または少なくとも5カ国以上の50人以上の正会員の要求があれば事務局長が召集をかける。特別総会を召集する通知は、審議すべき事案を明記し、通知で指定された事案以外のことは特別総会で審議はしない。</p>		
<p>上で承認されたどんな修正も反映するために規約および議事規則に最終的に必要な調整をする</p>	<p>Yes No</p>	

(2010年5月24日にIPA事務局長が受信したものです)

IPA会員は2010年9月30日16時に Värmlands Museum, Karlstad, Sweden で開催される特別総会の際に投票できます。

特別総会に出席できず、委任状も出さない会員は郵便投票できます。

締め切り日、2010年9月17日までにIPA事務局長に送ること

本状の賛否欄にYESかNOのいずれかをはっきり線で消して、以下の記入欄に必要な箇所を漏れなく記入して送ってください。

投票者の確認:

フルネーム(アルファベット活字体で記入):

署名:

IPA会員資格(個人会員、団体会員)の区分:

グループの名称/タイトル:

グループのあなたの公的立場/それを承認している人物:

.....

あなた自身かあなたのグループのアドレス:

.....

.....

e-mail:

投票日付:

備考:

1. この提案に関するオリジナルな文書は www.ipaworld.org .にあります。
2. 会費を全納した会員でなければ投票できません。
3. 団体会員であって、団体を代表して投票する場合は団体の正式な証明書が必要です。
4. 団体会員の投票は、特別総会で直接投票する場合でも、委任投票する場合でも、郵便投票をする場合でも、1票しか投票できません。
5. 投票に関して更なる詳細を知りたい方は下記のIPA事務局長にお尋ねください。

必要事項をすべて記入し、署名されたものを2010年9月17日までに下記へご送付ください。

Margaret Westwood, IPA Secretary, c/o City of Edinburgh Council,

Business Centre 1/4, Waverley Court, 4 East Market Street, Edinburgh, EH8 8BG, U.K.

margaret.westwood@edinburgh.gov.uk

【IPAスウェーデン支部の修正案に関する補足説明】

(IPA本部コミュニケーション係)

* **規約改正案**(IPA規約改正案 2010 = 表の左列)と**スウェーデン案**(スウェーデンの修正案 = 表の中列)に関する補足説明です。

14項(a)について

規約改正案: 理事会 (Board) は評議委員会 (Council) と連携して活動するが、理事会が評議委員の選出には関わらない(つまり、理事会は評議委員会に参加はするが、委員の選出には関わらない)、との考えが底にあった条文である。

規約改正案: 評議委員会は各国の支部代表およびグループ代表から成るとしている。この条文は、IPA の運営と政策作成の機能を明確に分離しようとしたことに基づいている。

スウェーデン案: 評議委員会は世界の国々の IPA 支部の代表と選ばれた理事から成る、というもの。

一体全体、評議委員になれる国代表とは誰なのか？

規約改正案: 評議委員は支部代表またはグループ代表としている。支部とは、会員が 10 名以上いるグループであって、自分たちで支部規約をつくり、IPA 理事会に承認されているものをいう。(支部になっていないグループは支部になれるようサポートを受けられる)

スウェーデン案: 支部(会員が 10 名以上いて、IPA に承認された規約を有する)代表だけが評議委員になれる。

14項(b)について

規約改正案: 世界大会の開催時に評議委員が顔を合わせて会議を持つが、次の世界大会までの間は顔を合わせないでも IT を使って会議ができないかと考えている。

スウェーデン案: 評議委員会は一年に一度、みんなが顔を合わせて会議を持つ、としている。

14項(d)について

規約改正案: 英語表現が文法的に間違っている。

スウェーデン案: この英語が正しい。

11項について

規約改正案: 評議委員会と理事会の責任と権限を明確に分離しようとしてできた条文。

規約改正案: 理事は全会員による郵送投票で選び、その結果は総会場で発表される(現行の通り)

スウェーデン案: 理事の選出は、総会(通常 3 年ごとに開かれる)で選ばれるという考え。

12項について

規約改正案: 理事は IPA にとって必要な仕事に関わる特定の役割を担う人から成る、という考え。

規約改正案: 理事は全会員による郵送投票で選ばれ、結果は総会で発表される(現行の通り)

スウェーデン案: 理事の選挙は総会の席上で行われる(事前の郵送投票は行わないという考え)。

16項について

スウェーデン案: 理事選挙の結果の発表については言及していない。

16項(c) iii について

スウェーデン案: 16項()との関連で、(c)指名委員会(総会時に事前に選ばれる)というものをなくす考え。その代わりに、評議委員会が理事選出の方法に責任を持つことにする。

表の最終行の文言

この規約改正案によれば、規約や議事規則の条項は、全体を通して首尾一貫するようにするために最終調整されることもあり得る、としている。